

第24回期 第5回浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和2年11月17日(火) 午後1時30分から午後1時55分

2 開催場所 浅川町役場 2階大会議室

3 出席委員(委員10人・推進委員11人)

会 長	10番	江田 久男
会長職務代理者	9番	八旗 正紀
委 員	1番	小針 充則
同	2番	酒井 秀忠
同	3番	鈴木 政吉
同	4番	関根 辰三
同	5番	佐川 健二
同	6番	小室 勝弘
同	7番	薄井 良男
同	8番	鈴木 勝志

推 進 委 員 (浅川・滝輪)	石塚 隆晴
同 (里白石・福貴作)	小宅 善一
同 (里白石・福貴作)	我妻 秀雄
同 (簗輪・袖山)	小針 弘之
同 (大 草)	佐川 光一
同 (東大畑・畑田)	白川 清一
同 (小貫・太田輪)	近藤 近
同 (山 白 石)	生田目重好
同 (同)	鈴木 輝雄
同 (染)	岡部 多重
同 (中 根 松)	市川 喜一

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

1件

議案第11号 青年等就農計画の認定に係る意見決定について

1件

議案第12号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

5 農業委員会事務局職員

事務局長 坂本 克幸

主 事 小松 将広

6. 会議の概要

事務局長	<p>一同ご起立願います。礼、着席願います。</p> <p>それでは、会長より開会と招集のご挨拶をいたします。</p>
会 長	<p>只今から第5回浅川町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>浅川町農業委員会総会に出席、ご苦労様です。秋の収穫等も終わったかと思われ れます。今年度の米穀の出来もカメムシ等の被害があり、品質の低下により等級 も下がり収入面において、影響することが心配されるところであります。</p> <p>12日に福島県下農業委員会大会が行われました。その席で浅川町前農業委 員、大河内一二さんが永年勤続農業委員として表彰されました。長年にわたり農 業委員として活動してきたことが認められての受賞、本当におめでとうございま す。</p> <p>連日、新型コロナ陽性者の増加が報道されておりますが、皆様におかれまして も、十分に気を付けていただきたいと思います。</p> <p>本日の案件は3件です。皆様には慎重かつ円滑な審議を賜りますよう宜しくお 願い申し上げ、あいさつと代えさせていただきます。</p>
会 長	<p>本日の出席委員は10名中10名です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第 5回浅川町農業委員会総会は成立しました。</p> <p>なお、推進委員の出席は11名中11名です。</p>
会 長	<p>議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。</p> <p>浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、 会長指名することで、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>異議なしと認め、3番、鈴木政吉委員、4番、関根辰三委員を指名いたします。</p> <p>次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。書記には事務局職員の小松 主事を指名いたします。</p> <p>それでは、議事日程第3、議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請 に対する意見決定について、上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読を求めます。</p>
事務局長	<p>【議案朗読】</p>
会 長	<p>議案第10号①について、浅川・滝輪地区推進委員、石塚隆晴委員の調査報告 及び、意見を求めます。</p>
石塚委員	<p>はい。浅川・滝輪担当地区の石塚隆晴です。</p> <p>議案第10号農地法第5条①について、調査結果の報告及び意見を申し上げます。 譲渡人、*****、*****さん、譲受人、*****、*****さん。</p>

<p>会長</p> <p>事務局長</p>	<p>12日、午前9時より地区副担当の小針委員及び酒井委員及び譲渡人、譲受人の立会いのもと現地にて調査して参りました。</p> <p>*****番**の畑、96㎡、自家用車及び来客用車3台分の駐車場として使用したいとのことです。</p> <p>調査事項であります一般基準の第1項から12項目までについて該当する項目はなく、今回の転用については何ら問題ないものとみてきましたので、ご審議をお願いいたします。以上です。</p> <p>事務局より補足説明をお願いします。</p> <p>補足説明いたします。</p> <p>譲渡人、***さん、譲受人、****さんになります。</p> <p>転用目的は、駐車場として使用するためです。**さんの自宅は、申請地に隣接しており、平成5年に申請地の一部を自宅への進入路として分筆して使用しています。今回申請に至った経緯ですが、現在、駐車場として自宅敷地内を使用しているのですが、自宅への進入路や駐車スペースが狭く、自身も高齢になってきたこともあり、現在の駐車場では不便であるため、隣接している申請地を駐車場として使用する計画したそうです。</p> <p>まず、立地基準となる農地の区分につきましては、おおむね300m以内に町役場がある区域にある公共施設至近距離農地ということで農地転用基準の第3種農地と判断しました。</p> <p>一般基準の各項目についてですが、転用に必要な資力、信用については、必要な資力を全額自己資金で賄う計画であり、資金証明も添付されており問題ありません。</p> <p>転用の妨げとなる権利を有する者の同意状況ですが、申請地は譲渡人の所有地であり、農地台帳を確認しても利用権の設定等はされていないため該当しません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく申請用途に供するかどうかですが、工期は令和2年12月15日までとなっており、許可後は速やかに取りかかる見込みです。</p> <p>行政庁の免許、許可、認可等については、申請地内で完結するものであるため該当するものではありません。</p> <p>申請農地と一体として使用する土地はありません。</p> <p>事業目的からみて申請面積が適正と認められない場合は許可しないことになっておりますが、駐車スペースは自家用1台と来客用2台の3台分で計画しており、適正な面積であるため該当しません。</p> <p>汚水は発生せず、雨水は自然浸透させ、周辺農業用施設への影響はないものと考えます。以上です。</p> <p>会長</p> <p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので、質疑を許します。議案第10号①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
-----------------------	--

会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第10号①について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第10号、農地法第5条①は許可相当と意見決定いたします。</p> <p>次に、議案第11号、青年等就農計画の認定に係る意見決定について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局長	<p>【議案朗読】</p>
事務局長	<p>引き続き説明いたします。</p> <p>今回の案件は、青年等就農計画の認定にあたり農業委員会としての意見を求められているものです。</p> <p>認定においては、農協、普及所などの関係機関で構成された審議会において審議することとなっておりますが、迅速な認定のため文書での意見を求められたことにより議案にかけ意見決定をするものです。計画の認定にあたっては、町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に沿った計画である必要があり、この構想については、8月の総会にて意見を求められ、決定されたものになります。</p> <p>認定申請者の****さんについては、平成31年4月に開催された農業委員会総会において計画の認定について一度意見決定されておりますが、今回の申請は計画の変更となります。</p> <p>皆様のお手元に計画書の写しを配布しておりますが、変更となった部分は、一枚目の営農類型に施設野菜及び露地野菜のほかに水稻が追加されました。追加となった経緯ですが、**さんの父が亡くなったことにより、経営していた水稻が**さんに移ったため、変更申請書が提出され意見を求められているものです。</p> <p>構想に沿った計画であるかですが、青年等の新規就農者の5年後の目標が構想にある年間農業所得額210万及び年間労働時間1,900時間程度とされた内容と同程度で計画しており、浅川町農業委員会として、****さんの就農計画が基本的な構想に沿ったものであると認め、認定に異議がないか審議をお願いいたします。以上です。</p> <p>なお、計画書の写しについては個人情報の関係上、回収させていただきますので、審議終了後は机上に残してお帰りいただきますようお願いいたします。</p>
会 長	<p>本申請人は染地区の方となりますが、染地区推進委員、岡部多重委員の方で意見がありましたら発言願います。</p>
岡部委員	<p>はい。特に意義ありません。以上です。</p>

会 長	<p>議案第11号①について質疑を許します。 質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第11号①について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第11号、青年等就農計画の認定に係る意見①については異議なし意見決定いたします。 次に、議案第12号、浅川町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、上程いたします。 事務局より議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局長	<p>【議案朗読】</p>
事務局長	<p>内容について説明いたします。 今回の指針については、平成28年4月に改正された農業委員会等に関する法律において、農地等の利用の最適化の推進が最も重要な事務として必須業務に位置付けられたということを業務説明会等の際にも説明させていただきましたが、この推進を図っていくため法第7条において、農業委員会は農地等の利用の最適化の推進に関する目標およびその方法について指針を定めることとされており、平成29年9月に指針を定めたところであります。 また、指針の中で、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うこととされており、令和2年3月時点での現状を踏まえて目標値を記載しております。 この指針を定めるにあたっては、農地利用最適化推進委員の意見を聴かなければならないと定められており、今回の見直しの決定にあたって推進委員の皆様からご意見がありましたら、その意見を反映し、定めることとなります。 この指針につきましては、全国農業会議所から各農業委員会に示されている例をもとに、農地等の利用の最適化とされる、「遊休農地の発生防止・解消」、「担い手への集積・集約化」、「新規参入の促進」にかかる数値目標およびその方法が記載されております。 指針の具体的な中身についての説明ですが、まず、それぞれの数値についてですが、管内の農地面積については、これまでの耕地面積の推移に基づき試算し、このような面積を記載してございます。 次にそれぞれの目標値ですが、この指針は第1の基本的な考え方に記載ありますとおり、国の「農林水産業・地域の活力創造プラン」に合わせて令和5年を目標とし、3年ごとの農業委員及び推進委員の改選期ごとに検証・見直しを行うこととされています。そのため、今回は検証・見直しのため、当初の数値</p>

と現状の数値があり、最終目標の年が令和5年になってございます。また、かつこ内の数値については平成29年に策定した時の目標値となります。

一つ目の「遊休農地の発生防止・解消」については、注1に記載ありますとおり、全国運動としてゼロを目標とすることとあるため、令和5年はゼロに設定されており、当初の中間目標であった数値に届きはしませんが、遊休農地の解消はしっかりと進められていると数値から読み取れると思います。

ちなみに、ここでの遊休農地は皆様に調査いただいている分類で言うA分類、再生可能な荒廃農地の数値でございます。ですので、令和5年までにすべてを解消するというわけではなく、荒廃の程度が進めばB分類とし、非農地判断されることによって、最終的にはA分類とされる農地をなくすことが目標とされています。

次に、「担い手への集積・集約化」の目標値ですが、国は基本的に令和5年までに農地面積の8割を担い手に集積とすることとしていますが、注1にありますとおり、その目標とは別に平成27年に作成されております町の構想においては、令和7年までに7割を集積すると記載されており、その構想に沿った目標値を記載させていただいております。

現状では、集積面積が213.6ha、集積率24.00%となっております。最終目標は令和5年で町の計画よりも2年前の設定であるので、7割よりも低い6割に設定しております。

また、その下の表にございます【参考】の表については、総農家数等については、農地面積同様、これまでの統計等の推移に基づき試算させていただいております、担い手欄につきましては、上記の集積目標を達成していくための目標値ということとございますので、担い手は増加する値を記載させていただいております。

最後の「新規参入の促進」については、一つ目の遊休農地の解消、二つ目の担い手への集積の目標のためには、当然、新規参入も必要であるとの考えと現状の数値を踏まえ目標値として記載させていただいております。

なお、それぞれの推進方法については、国、県のひな形に沿って記載させていただいております。

以上、説明となりますが、この指針に沿って今後3年間の浅川町農業委員会として農地等の利用の最適化の推進をしていくということになりますので、皆様方にご審議いただき、ご決定をお願いいたします。

会 長

事務局の議案の朗読及び説明が終わりましたので、質疑を許します。
議案第12号について、質疑ございませんか。

(「異議なし」の声)

会 長

意見なしとのことですので、農業委員の採決を取ります。
議案第12号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会 長	<p>全員賛成ですので、議案第12号 浅川町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」については原案のとおり決定いたします。</p> <p>次にその他に入ります。皆様からその他なにかございませんか。</p>
会 長	<p>なければ事務局より連絡事項をお願いします。</p>
事務局長	<p>はい。それでは連絡事項を何点か申し上げます。</p> <p>まず、次回の総会につきましては12月17日木曜日、午後1時30分からを予定しております。</p> <p>続いて農地利用意向調査について事務局より説明いたします。</p>
小松主事	<p>意向調査についてですが、総会が始まる前に説明した通りとなります。</p> <p>調査を11月30日付で実施しますのでよろしくお願い致します。</p>
事務局長	<p>最後に、本日、活動記録簿を回収しますので、忘れずに事務局まで提出をお願いします。事務局からは以上です。</p>
会 長	<p>それでは以上を持ちまして第4回浅川町農業委員会総会を閉会いたします。</p>
事務局長	<p>ご起立願います。礼。ご苦勞様でした。</p>

浅川町農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会 会 長 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)